

【表Cr】すべての水域

- ・ 県内全域の公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・ 表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度 工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称	クロム含有量の許容限度 〔単位〕 mg／L
すべての施設	2
備 考 1 「すべての水域」とは、県内全域の公共用水域をいう。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に適用する。 3 クロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。 4 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合にあっては、この表を適用する。 5 検定方法は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき定められた方法とする。	